

REDD+プロジェクトを推進するにあたっての
「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)」取得のためのガイドライン Ver.1

ト ウ エ ー ズ	FPIC 取得に求められる要件	
プ ロ ジ エ ク ト 構 想	1	事前準備
	1-1	事業者は、以下の要素が含まれている人権ポリシーを確立する
		a. 先住民族・地域コミュニティ及びその他の脆弱な立場や周縁的地位の人々の土地・領域・資源に対する権利を尊重し、その認知と権利行使を促進する
		b. 両性の平等と公平性及び女性の権利強化を促進する
		c. FPIC を追求し、同意が得られなかった場合でもその結果を尊重し受け入れる
		d. REDD+プロジェクトの結果として先住民族・地域コミュニティが移転を強いられることがないようにする
		e. 先住民族・地域コミュニティの伝統的知見と文化遺産及び慣行を尊重し保護する
	1-2	事業者は、FPIC 取得に向けた組織(推進体制)を組織内に構築する
	1-2-1	事業者は、FPIC 取得に向け組織内に社会対策チームを設立する。社会対策チームには以下が求められる
		a. コミュニティの規模に見合った、人的資源(人数や能力)を投入する
		b. コミュニティの文化や社会に十分な理解を持つ人からチームリーダーを選ぶ
		c. 情報を的確に、幅広く、伝達する、意見を聞く役割を担うスタッフとして、影響を受けるコミュニティの出身者や女性を社会対策チームに起用する
		d. 社会対策チームは、組織(事業)運営に責任を持つ役員が管掌する
		e. チーム内では、人権及びREDD+に関連する国内法、国際条約・国際協定を確認し、それらを十分に理解し尊重する
	1-2-2	事業者は、組織内の FPIC 対応能力を高めるために、以下を行う
	a. 組織内の REDD+プロジェクトに携わる全てのスタッフに自らの人権ポリシーを周知徹底する	
	b. 先住民族・地域コミュニティと意思疎通を図るための組織内の能力を高める	
	c. 活動や教育を行うために、十分な機材や材料を用意する	
	d. 外部の専門家から専門知識や技術を導入する	
1-2-3	事業者は、REDD+プロジェクト実施において、プロジェクトの設計、実施、モニタリング及び評価において、全ての権利保有者が伝統・文化に照らして適切で、かつ社会的性差やコミュニティ内格差にも配慮した効果的な方法で参画することができることを保証し、FPIC を実施し、尊重することを、公表にする	
プ ロ ジ エ ク ト 予 備 設 計	2	予備交渉
	2-1	事業者は、対象となる地域内に居住する、あるいは、対象地域を利用している先住民族・地域コミュニティを確認する
	2-2	事業者は、交渉相手となる権利保有者を特定する。その際、以下に留意する
		a. 先住民族はもとよりその他の森林に依存する人びとの権利も考慮する
		b. どのような団体・グループも権利保有者としての認定を申請することができるようにする
		c. 土地をめくり複数の人・グループあるいはコミュニティが権利を保有している場合、各グループ等が主張する権利を法的権利、慣習的権利、利害関係に区分・整理する
	2-3	事業者は、先住民族・地域コミュニティから聴取しながら既存の土地使用状況に関する資料、行政区分、森林地図等に基づき権利分布に関する予備的調査を行う
2-4	事業者は、先住民族・地域コミュニティ自らが選択した代表機関を交渉の相手とする。その際、代表機関がコミュニティ内の女性、若者、弱者等を含む全階層の利益を代表しているかを確認する	
2-5	事業者は、先住民族・地域コミュニティとのコミュニケーション戦略を策定する。その際、以下に留意する	

		a.	コミュニケーション戦略は、先住民族・地域コミュニティの全階層・性別を対象とする	
		b.	コミュニケーションは現地言語の使用、対面方式を基本とするが、状況に合わせて適切な媒体・手段等を用いる	
		c.	コミュニケーションの透明性を確保する	
		d.	先住民族・地域コミュニティに対し第三者による法的・技術的助言の機会を保証する	
	2-6	事業者は、REDD+プロジェクト構想を先住民族・地域コミュニティに提示する。プロジェクト構想には以下が含まれる		
		a.	提案されているプロジェクトまたは活動の特性、規模、進行速度、可逆性の有無及び範囲	
		b.	プロジェクトの動機と目的	
		c.	プロジェクト期間	
		d.	影響を受ける地域	
		e.	予防原則に則った予備的な経済、社会、文化及び環境評価の結果(潜在的なリスク評価や利益分配も含める)	
		f.	土地利用の変更の結果として生起する先住民族・地域コミュニティの活動の制限(移転・退去を含む)	
		g.	プロジェクトに関与することになる人員(先住民族、地域コミュニティ、事業者の従業員、調査機関要員、政府職員などを含む)	
		h.	プロジェクトの手順	
		i.	事業収益の不確実性	
	2-7	事業者は、権利を有する先住民族・地域コミュニティから以下に関して同意を取り付ける		
		a.	森林関連の気候変動要因への対処策としての REDD+プロジェクトへの同意	
		b.	プロジェクトの詳細を決めていく作業に参画することへの同意	
実現可能性調査と詳細事業設計	3	FPIC 取得のための先住民族・地域コミュニティと行う基盤整備		
	3-1	事業者は、能力開発戦略を策定し、実施する		
		3-1-1	事業者は、先住民族・地域コミュニティの能力開発のために、調査を行い、必要に応じてプログラムを開発し、実施し、その結果を評価する	
		3-1-2	事業者は、先住民族・地域コミュニティの能力が確立されるまでは、独立した助言・進行役を提供する	
		3-1-4	事業者は、先住民族・地域コミュニティが、事業設計・事業遂行・モニタリングに参加するために必要な技術を手に入れるよう訓練の機会を提供する	
		3-2	事業者は、同意を求めるためのプロセス(FPIC プロセス)を開発する	
			3-2-1	事業者は、FPIC プロセスにおいて、先住民族・地域コミュニティが選択する意思決定機関、手順及び形式を特定する
			3-2-2	事業者は、先住民族・地域コミュニティが同意を拒否する、留保する、あるいは条件付き同意とする権利があることを説明する
			3-2-3	事業者と先住民族・地域コミュニティは、REDD+プロジェクトへの同意または拒否を表明するに至るまでの、FPIC プロセスに関する協定(書)を作成する。協定書には以下が含まれる
			a.	同意を求める段階・時点、先住民族・地域コミュニティ側の代表者とその役割や内部での合意形成の方法及びその要件、紛争解決の方法、更には、留保した場合の付帯条項等
			b.	FPIC プロセス自体を検証する方法(参加型モニタリングを含む双方で合意された方法)
			c.	同意された条件が守られているかの検証を行う時期と頻度
			d.	不服の申し立てと、FPIC プロセスやプロジェクトの手順
			3-2-4	事業者と先住民族・地域コミュニティは、ファシリテーターが必要とされているかを討議し、また、必要な場合は誰にするか決定する
		3-3	事業者は、苦情処理プロセスを設置する	
			3-3-1	事業者は、事業計画とその実行及びその評価に関連する苦情と係争(土地、領域、資源への権利に関する係争を含む)を有効に解決するためのプロセスを設置する。プロセスの設置にあたっては以下に留意する

	a.	既存の独立した調停者による調停や法的又は行政による救済措置を求める制度を確認し、(ある場合は)それを組織内の苦情処理プロセスとして活用する
	b.	苦情処理のプロセスは、先住民族・地域コミュニティと協議の上、設置する
	c.	先住民族・地域コミュニティが、苦情処理・解決のプロセスを理解し効果的に主張できるよう支援する
4 参加型事業立案		
4-1	事業者は、参加型で権利地図を作成する	
	4-1-1	事業者は、先住民族・地域コミュニティに対し、以下を十分周知する
	a.	先住民族・地域コミュニティは、境界を設定する権利を持つ。また、それに関連し、相互に満足できるまで交渉することができる
	b.	先住民族・地域コミュニティは、土地の境界や土地/カーボンの権利の法認定を求める権利を持つ
	4-1-2	事業者は、REDD+プロジェクトの対象となる土地の所有状況と所有境界を地図で表す。参加型地図作成に当たっては以下に留意する
	a.	プロジェクト対象地域内また隣接するすべてのコミュニティが参加する。ただし、メンバー選定はすでに決められたコミュニティの意思決定機関で実施する
	b.	女性や脆弱な立場、周縁的地位の人々を含む広い階層、すべての世代、男女が参加する
	c.	地図は先住民族・地域コミュニティの十分な認識と合意の上で作られ、先住民族・地域コミュニティの管理下に置かれる
	d.	将来の土地争いを防ぐ意味からも、隣り合うすべての地域コミュニティは地図作成に参加する
	e.	境界が存在しない場合、無理に境界を設定しない。多くの場合、境界が定められずに共同で利用されていることがある
	f.	先住民族コミュニティの聖地など文化上重要な場所を特定し、記録し、保護する
	4-1-3	事業者は、関係するすべての先住民族・地域コミュニティの土地所有の境界、資源の利用権の境界につき同意を取り付ける
4-2	事業者は、参加型で社会環境影響アセスメントを実施する	
	4-2-1	事業者は、プロジェクトが及ぼす、社会的、文化的、経済的、環境面及び人権面での正負両面の影響について先住民族・地域コミュニティの参加のもとで評価を実施する。評価にあたっては女性や脆弱な立場・周縁的地位にある人々への影響に留意する
	4-2-2	事業者は、関係するすべての先住民族・地域コミュニティから社会環境影響アセスメントの範囲と内容につき同意を取り付ける
4-3	事業者は、参加型でプロジェクトを設計する	
	4-3-1	事業者は、先住民族・地域コミュニティに、事業化計画、権利地図作成、社会環境影響アセスメントの結果を踏まえ、以下を含む最終事業計画の要点を説明する
	a.	REDD+事業の結果生ずる、土地利用の変化、恩恵と費用(直接費用及び代替事業を行った場合の見込み利益)。またこれらの費用や利益は、プロジェクト進行とともに変動する可能性があること
	b.	先住民族・地域コミュニティがプロジェクトに参加するにあたり果たすべき役割と責任
	c.	移転・退去が伴う場合の代替地の選定と補償の支払い
	4-3-2	事業者は、先住民族・地域コミュニティが望めば、土地利用と森林管理計画を含むREDD+事業計画に参加できることを保証する
	4-3-3	事業者は、先住民族・地域コミュニティに対しプロジェクトを行わない場合を含む代替案のシナリオと予想結果を提示する
	4-3-4	事業者は、先住民族・地域コミュニティが、実施局面の進展に即して情報を得るために、モニタリングに参加することを推奨する
4-4	事業者は、先住民族・地域コミュニティとの間で、権利保有者間で利益配分の明快な方針とガイドラインに合意し、これらを設定・実施する。女性やその他の脆弱な立場や周縁的地位にある人々に配慮した形で、公平で差別がなく透明性のある利益配分が行われるように留意する	
4-5	事業者は、先住民族・地域コミュニティがREDD+プロジェクトの詳細及び予想される影響を十分理解した上で最終交渉に進む意思があるかを確認する	

契約交渉（対政府・資金供給元・地域コミュニティなど）	5	契約締結交渉	
	5-1	事業者は、以下を含む先住民族・地域コミュニティの同意の条件を明示した契約を先住民族・地域コミュニティと結ぶ	
		a.	事業の所在地・権利保有者・対象となる資源・森林減少・劣化の原因・生態系の公益的機能に関する記述
		b.	先住民族・地域コミュニティの負担
		c.	先住民族・地域コミュニティの利益
		d.	先住民族・地域コミュニティの役割：例、パトロール、データ収集
		e.	先住民族・地域コミュニティに課される規則・制限：例、森林の利用制限
		f.	契約期間
		g.	合意に拘束力を持たせるための取り決め
		h.	独立した機関による検証の規定
		i.	遡求システム、苦情処理システム
		j.	モニタリングシステム
		k.	合意項目の撤回条項
		l.	次に合意を求める時期及び協議についての取り決め
5-2	事業者は、先住民族・地域コミュニティの移転・退去が伴う場合には、以下について交渉・合意する		
	a.	移転・退去に関する事業者による技術的及び資金的支援	
	b.	移住・退去の理由が消滅した場合には元の居住地へ戻る権利が認められること	
	c.	移住・退去に関する透明・公平でかつしっかりとした手続き	
5-3	事業者は、契約締結交渉にあたり以下に留意する		
	a.	先住民族・地域コミュニティ内部で、合意が形成されるまで十分に討議する時間を保証する	
	b.	合意は文書化されるとともに、地域の伝統に則った儀式、あるいは双方が合意した場合は公証人または独立の立場の証人によって確認される	
	c.	交渉が合意に至らない場合でも、再開に向けての諸条件を先住民族・地域コミュニティと話し合い、合意しておく	
プロジェクト実施	6	プロジェクト実施における合意事項の参加型のモニタリング・評価	
	6-1	事業者は、契約達成のため、モニタリングシステムを構築する	
	6-2	事業者は、事業遂行の前提となる合意条件が満たされていないことが判明した場合は、先住民族・地域コミュニティが合意を撤回する権利を持つことを確認する	
	6-3	事業者は、先住民族・地域コミュニティとの間で、合意条件が遵守されているかにつき意見が食い違った場合に第三者の裁定あるいは調停を仰ぐ仕組みにつきあらかじめ合意しておく	
	7	合意に至るまでの検証	
	7-1	事業者は、FPIC プロセスの第三者による検証を受ける	
		7-1-1	事業者は、先住民族・地域コミュニティとの間で、FPIC プロセスの検証に適用する基準について合意する
	7-1-2	事業者は、FPIC プロセスの検証を受ける際、検証基準の各項目につき先住民族・地域コミュニティに十分理解してもらう	
	7-1-3	事業者は、FPIC の検証プロセスでは先住民族・地域コミュニティのための独立の立場の助言者が質の高い助言を行っているかをモニターする	

参考文献

(1) 国際条約、協定、宣言

- 1 UNFCCC. March 2001. Decision 1/CP.16 The Cancun Agreements: Outcome of the work of the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention
- 2 ILO.2003.ILO Convention on Indigenous and Tribal Peoples, 1989 (No. 169):A Manual. Available at <http://www.ilo.org/public/english/standards/norm/egalite/itpp/convention/index.htm>.
- 3 UN Permanent Forum on Indigenous Issues (UNPFII). 2005. Report of the International Workshop on Methodologies Regarding Free Prior and Informed Consent and Indigenous Peoples. Document E/C.19/2005/3, submitted to the Fourth Session of UNPFII, 16–17 May
- 4 UN General Assembly.2007. United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples. Resolution 61/295 (UNDRIP).

(2) 既存の FPIC ガイドライン

- 5 Forest Peoples Programme. 2008. Free, Prior and Informed Consent and the Roundtable on Sustainable Palm Oil – A Guide for Companies. Moreton-in-Marsh, UK
- 6 UNDG.February 2008. United Nations Development Group Guidelines on Indigenous Peoples' Issues
- 7 Colchester, M. 2010. Free, Prior and Informed Consent: Making FPIC work for forests and peoples. The Forests Dialogue, New Haven, CT, USA
- 8 Oxfam Australia. 2010. Guide to Free, Prior, and Informed Consent
- 9 UN-REDD Programme. August 2010. Guidelines for Seeking the Free, Prior, and Informed Consent of Indigenous Peoples and other Forest Dependent Communities
- 10 Anderson, P.February 2011. Free, Prior, and Informed Consent in REDD+. RECOFTC, GIZ
- 11 FCPF, UN-REDD Programme. May 2011. DRAFT Guidelines on Stakeholder Engagement in REDD+ Readiness
- 12 WWF .October 2011. Free, Prior, Informed Consent and REDD+: Guidelines and Resources
- 13 UN-REDD Programme. December 2011. UN-REDD Programme Guidelines on Free, Prior and Informed Consent, Draft for Comment
- 14 Forest Stewardship Council. October 2012. FSC Guidelines for the implementation of the right to free, prior and informed consent (FPIC)
- 15 UN-REDD PROGRAMME. January 2013. Guidelines on Free, Prior and Informed Consent

(3) その他関連ガイドライン・スタンダード（認証基準）及びケーススタディ

- 16 Forest Peoples Programme. March 2007. Free, Prior and Informed Consent: Two Cases from Suriname
- 17 Lewis, J.; Freeman, L. and Borreill, P. September 2008. Free, Prior and Informed Consent and Sustainable Forest Management in the Congo Basin
- 18 CCBA.December 2008. Climate, Community & Biodiversity Standards (Second Edition)
- 19 IFC.September 2009. Addressing Grievances from Project-Affected Communities: Guidance for Projects and Companies on Designing Grievance Mechanisms, Good Practice Note
- 20 Colchester, M.; Mahaningtyas, A.; Degawan, M. ; Griffiths, J. 2010. TFD: Field Dialogue on Free, Prior and Informed Consent 12–15 October, 2010 , Pekanbaru, Riau, Indonesia Co-Chairs' Summary Report
- 21 Marcus Colchester, M.; Anderson, P.; Zazal, Ai. 2010. TFD; Field Dialogue on Free, Prior and Informed Consent 12–15 October, 2010 , Pekanbaru, Indonesia Briefing Paper
- 22 Tan, N. Q.; Truong, L. T.; Van, N. T. H.; K'Tip. 2010. Evaluation and Verification of the FPIC under the UN-REDD Programme in Lam Dong Province, Viet Nam
- 23 Daley, E.. and Park, C.M. 2011. Governing Land for Women and Men
- 24 Rutherford, K.2011. The Business Case for Mainstreaming Gender in REDD+
- 25 WOCAN, HIMAWANTI. 2012. An Assessment of Gender and Women's Exclusion in REDD+ in Nepal
- 26 Robert Wild, Christopher McLeod（編）. 2012. 自然の聖地：保護地域管理者のためのガイドライン.国際自然保護連合
- 27 REDD+ SES. September 2012. REDD+ Social and Environmental Standards Version 2

